

【現 行】

表-3 産業廃棄物に係る有害物質の判定基準表

項目	判定基準
カドミウム又はその化合物	検液1ℓにつき0.3mg以下
鉛又はその化合物	検液1ℓにつき0.3mg以下
六価クロム化合物	検液1ℓにつき1.5mg以下
砒素又はその化合物	検液1ℓにつき0.3mg以下
セレン又はその化合物	検液1ℓにつき0.3mg以下
水銀又はその化合物	検液1ℓにつき0.005mg以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
シアン化合物	検液1ℓにつき1mg以下
有機燐化合物	検液1ℓにつき1mg以下
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検液1ℓにつき0.003mg以下
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.3mg以下
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.1mg以下
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.2mg以下
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.02mg以下
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.04mg以下
1,1-ジクロロエチレン	<b>検液1ℓにつき0.2mg以下</b>
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.4mg以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき3mg以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.06mg以下
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.02mg以下
チウラム	検液1ℓにつき0.06mg以下
シマジン	検液1ℓにつき0.03mg以下
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.2mg以下
ベンゼン	検液1ℓにつき0.1mg以下
ダイオキシン類	試料1gあたり3ng-TEQ以下

【平成25年6月1日改正分】

表-3 産業廃棄物に係る有害物質の判定基準表

項目	判定基準
カドミウム又はその化合物	検液1ℓにつき0.3mg以下
鉛又はその化合物	検液1ℓにつき0.3mg以下
六価クロム化合物	検液1ℓにつき1.5mg以下
砒素又はその化合物	検液1ℓにつき0.3mg以下
セレン又はその化合物	検液1ℓにつき0.3mg以下
水銀又はその化合物	検液1ℓにつき0.005mg以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
シアン化合物	検液1ℓにつき1mg以下
有機燐化合物	検液1ℓにつき1mg以下
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検液1ℓにつき0.003mg以下
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.3mg以下
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.1mg以下
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.2mg以下
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.02mg以下
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.04mg以下
1,1-ジクロロエチレン	<b>検液1ℓにつき1mg以下</b>
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.4mg以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき3mg以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.06mg以下
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.02mg以下
チウラム	検液1ℓにつき0.06mg以下
シマジン	検液1ℓにつき0.03mg以下
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.2mg以下
ベンゼン	検液1ℓにつき0.1mg以下
<b>1,4-ジオキサン</b>	<b>検液1ℓにつき0.5mg以下</b>
ダイオキシン類	試料1gあたり3ng-TEQ以下

(傍線部分は改正部分)

【現 行】

表-4 産業廃棄物の現地審査料金表及び成分検査料金表

産業廃棄物の種類		料金		
現地審査	[燃え殻・汚泥・廃油・鉱さい・ばいじん・産業廃棄物を処分するために処理したもの(13号廃棄物)・自動車等破砕物等]成分検査を要する廃棄物	5,250円		
	上記以外の産業廃棄物	無料		
区分	産業廃棄物の種類	成分検査内容	料金	
成分検査	燃え殻	必須項目	42,000円	
		[+ダイオキシソ類]	[+136,500円]	
	汚泥	必須項目	84,000円	
		[+有機溶剤系]	<b>[+63,000円]</b>	
		[+農薬系]	[+31,500円]	
	埋立	廃油	[+ダイオキシソ類]	[+136,500円]
			必須項目	<b>147,000円</b>
		鉱さい	必須項目	42,000円
		ばいじん	必須項目	178,500円
	産業廃棄物を処分するために処理したもの(13号廃棄物)	必須項目	処理前の廃棄物に該当する成分検査料金	
自動車等破砕物		必須項目	<b>147,000円</b>	
焼却	汚泥	必須項目	84,000円	
		[+有機溶剤系]	<b>[+63,000円]</b>	
		[+農薬系]	[+31,500円]	
		[+ダイオキシソ類]	[+136,500円]	

(備考1) 現地審査料金及び成分検査料金は、消費税を含んでいます。

(備考2) 現地審査料金については、新規契約・更新契約・変更契約に伴う全ての現地審査において、成分検査を要する廃棄物が含まれる場合、廃棄物の数に関係なく1回当たり5,250円とします。

(備考3) 成分検査料金は、現地審査の結果から成分検査項目を追加した場合、増加致します。

(備考4) 成分検査が必要とされていない廃棄物についても、成分検査の必要があると認められる場合は成分検査を実施し、現地審査料金及び成分検査料金をいただきます。

【平成25年6月1日改正分】

表-4 産業廃棄物の現地審査料金表及び成分検査料金表

産業廃棄物の種類		料金		
現地審査	[燃え殻・汚泥・廃油・鉱さい・ばいじん・産業廃棄物を処分するために処理したもの(13号廃棄物)・自動車等破砕物等]成分検査を要する廃棄物	5,250円		
	上記以外の産業廃棄物	無料		
区分	産業廃棄物の種類	成分検査内容	料金	
成分検査	燃え殻	必須項目	42,000円	
		<b>[+1,4-ジオキサン]</b>	<b>[+15,750円]</b>	
		[+ダイオキシソ類]	[+136,500円]	
	汚泥	必須項目	84,000円	
		[+有機溶剤系]	<b>[+70,350円]</b>	
		[+農薬系]	[+31,500円]	
	埋立	廃油	[+ダイオキシソ類]	[+136,500円]
			必須項目	<b>154,350円</b>
		鉱さい	必須項目	42,000円
		ばいじん	必須項目	178,500円
産業廃棄物を処分するために処理したもの(13号廃棄物)	必須項目	処理前の廃棄物に該当する成分検査料金		
	自動車等破砕物	必須項目	<b>154,350円</b>	
焼却	汚泥	必須項目	84,000円	
		[+有機溶剤系]	<b>[+70,350円]</b>	
		[+農薬系]	[+31,500円]	
		[+ダイオキシソ類]	[+136,500円]	

(備考1) 現地審査料金及び成分検査料金は、消費税を含んでいます。

(備考2) 現地審査料金については、新規契約・更新契約・変更契約に伴う全ての現地審査において、成分検査を要する廃棄物が含まれる場合、廃棄物の数に関係なく1回当たり5,250円とします。

(備考3) 成分検査料金は、現地審査の結果から成分検査項目を追加した場合、増加致します。

(備考4) 成分検査が必要とされていない廃棄物についても、成分検査の必要があると認められる場合は成分検査を実施し、現地審査料金及び成分検査料金をいただきます。

(傍線部分は改正部分)

【現 行】

別表 成分検査分析項目表

項目	種類	燃え殻	汚泥(埋立)	汚泥(焼却)	廃油	鉱さい	ばいじん	自動車等破砕物	備考
一般	pH 熱しゃく減量 n-ヘキサン抽出物質 含水率(水分含有率) COD 窒素 低位発熱量	▲ ◆ ◆ ◆ ● ●	▲ ◆ ◆ ◆ ● ●	▲ ◆ ◆ ◆ ● ◆	▲ ◆ ◆ ◆ ● ●	▲ ◆ ◆ ◆ ● ●	▲ ◆ ◆ ◆ ● ●	▲ ◆ ◆ ◆ ● ●	1) 表中の記号の説明。 ▲ 抽出試験 ◆ 含有量試験 ● 溶出試験  ※必須項目は、黒塗。 任意項目は、白抜き。
有害項目	カドミウム又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	2) 産業廃棄物処理物は、処理以前の産業廃棄物の種類における項目。
	鉛又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	六価クロム化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	砒素又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	セレン又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	水銀又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	3) 混合廃棄物については、含まれる産業廃棄物の種類における全ての項目。
	アルキル水銀化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	シアン化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	有機燐化合物	●	●	●	●	●	●	●	4) アルキル水銀については、水銀又はその化合物が検出されたものに限る。
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	●	●	●	●	●	●	●	
	(有機溶剤系)								
	トリクロロエチレン		○	○	●			●	
	テトラクロロエチレン		○	○	●			●	
ジクロロメタン		○	○	●			●		
四塩化炭素		○	○	●			●		
1,2-ジクロロエタン		○	○	●			●		
1,1-ジクロロエチレン		○	○	●			●		
シス-1,2-ジクロロエチレン		○	○	●			●		
1,1,1-トリクロロエタン		○	○	●			●		
1,1,2-トリクロロエタン		○	○	●			●		
1,3-ジクロロプロペン		○	○	●			●		
ベンゼン		○	○	●			●		
(農薬系)								6) 汚泥(焼却)は、特別管理産業廃棄物に当たらないと確認できた場合については、有害項目は除く。	
チウラム		○	○						
シマジン		○	○						
チオベンカルブ		○	○						
ダイオキシン類	◇	◇	◇				◆		

【平成25年6月1日改正分】

別表 成分検査分析項目表

項目	種類	燃え殻	汚泥(埋立)	汚泥(焼却)	廃油	鉱さい	ばいじん	自動車等破砕物	備考
一般	pH 熱しゃく減量 n-ヘキサン抽出物質 含水率(水分含有率) COD 窒素 低位発熱量	▲ ◆ ◆ ◆ ● ●	▲ ◆ ◆ ◆ ● ●	▲ ◆ ◆ ◆ ● ◆	▲ ◆ ◆ ◆ ● ◆	▲ ◆ ◆ ◆ ● ●	▲ ◆ ◆ ◆ ● ●	▲ ◆ ◆ ◆ ● ●	1) 表中の記号の説明。 ▲ 抽出試験 ◆ 含有量試験 ● 溶出試験  ※必須項目は、黒塗。 任意項目は、白抜き。
有害項目	カドミウム又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	2) 産業廃棄物処理物は、処理以前の産業廃棄物の種類における項目。
	鉛又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	六価クロム化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	砒素又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	セレン又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	水銀又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	3) 混合廃棄物については、含まれる産業廃棄物の種類における全ての項目。
	アルキル水銀化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	シアン化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	有機燐化合物	●	●	●	●	●	●	●	4) アルキル水銀については、水銀又はその化合物が検出されたものに限る。
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	●	●	●	●	●	●	●	
	(有機溶剤系)								
	トリクロロエチレン		○	○	●			●	
	テトラクロロエチレン		○	○	●			●	
ジクロロメタン		○	○	●			●		
四塩化炭素		○	○	●			●		
1,2-ジクロロエタン		○	○	●			●		
1,1-ジクロロエチレン		○	○	●			●		
シス-1,2-ジクロロエチレン		○	○	●			●		
1,1,1-トリクロロエタン		○	○	●			●		
1,1,2-トリクロロエタン		○	○	●			●		
1,3-ジクロロプロペン		○	○	●			●		
ベンゼン		○	○	●			●		
<b>1,4-ジオキサン</b>		○	○	○	●		○	●	
(農薬系)								6) 汚泥(焼却)は、特別管理産業廃棄物に当たらないと確認できた場合については、有害項目は除く。	
チウラム		○	○						
シマジン		○	○						
チオベンカルブ		○	○						
ダイオキシン類	◇	◇	◇				◆		

(傍線部分は改正部分)